

第十三回 参議院大蔵委員会會議録第十三号

昭和二十七年二月十三日(水曜日)午後二時十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼騷太郎君
理事 大矢半次郎君
伊藤 保平君
菊川 孝夫君
木内 四郎君

委員

岡崎 眞一君
黒田 英雄君
西川基五郎君
溝淵 春次君
小宮山常吉君
小林 政夫君
田村 文吉君
大野 幸一君
下條 恭兵君
波多野 鼎君
油井賢太郎君
森 八三二君
木村福八郎君

政府委員

大蔵大臣官 村上 一君
大蔵省主計 佐藤 一郎君
局法規課長 佐藤 一郎君
事務局側 常任委員 木村常次郎君
会専門員 小田 正義君
会専門員 小田 正義君

○財政法、会計法等の財政関係法律の

第六部 大蔵委員会會議録第十三号

一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)(第十二回国会継続) ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律案(内閣送付)

○委員長(平沼騷太郎君) それでは第十三回の大蔵委員会を開会いたします。速記をとめて。

(速記中止) ○委員長(平沼騷太郎君) 速記を始めさせていただきます。

それでは財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案を議題といたします。本案につきましては、すでに質疑を打切っておりますので、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。なお修正意見のある方は修正案並びに修正理由を討論のうちに述べを願います。

○波多野鼎君 財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案であります。これに對しまして一つの修正意見を出したいと思ひます。先ず最初に修正案を讀み上げて見ます。

財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案の一部を次のように修正する。
第一条中第十四条の二第二項を次のように改める。

前項の規定により国が支出することのできる年限は、当該会計年度以降五箇年度以内とする。但し、予算を以て、国会の議決を経て更にその

年限を延長することができる。
前二項の規定により支出することのできる経費は、これを継続費とする。

前三項の規定は、国会が、継続費成立後の会計年度の予算の審議において、当該継続費につき重ねて審議することを妨げるものではない。

前二項の修正意見を持つておるのであります。極く簡単にその趣旨を申し上げますと、政府原案では継続費の年限を数年度というふうに規定いたしてありますが、旧憲法時代にこの数年度という規定がしばしば濫用されて、長い年月、十数年に亘るような継続費を認めたとようなことがありまして、そのために継続費が又一会計年度の予算の中で非常に大きな、二〇%或いは三〇%に近いような金額を占めるというふうなことが起つた。

そういうふうな濫用されるということから恐らく新憲法においては旧憲法にあつた継続費の規定を抜いたと我々は解釈するのであります。そこで、併しながら国の財政を運営する上において、又国が事業をやる上において継続費を認めるということは必要であるというところを我々は感じておりますので、新憲法下において新たに財政法を改正して継続費を認める場合には、旧憲法時代のような濫用に陥ることを防ぐ用意をしておかなければならないというところを痛切に感ずるのであります。そこで年限につきましては一応五

カ年以内というところに限定をいたしまして、更に事業の必要によつてこの五カ年を延長する必要がある場合には、予算を以てこの年限を延長することのできるというようにしておけば二度、継続費の年度については少くとも二度審議の機会を持つということになつて濫用を防止することに役立つ、こう考へるのであります。この文章の中

の「但し、予算を以て、国会の議決を経て更にその年限を延長することができ」とあるが、この「予算を以て」以下の文章は、これは財政法にある国庫債務負担行為に関する規定をそのまま用いたわけでありまして、予算という言葉を用ひましたのは、これを法律によつてやりますと、衆議院と参議院との予算に対する権限の相違が事実ありますので、その権限の相違からいろいろ面倒な問題が起ることを防ぐためにこの年限の問題も予算を以てこれを延長するということにしておけば権限の相違から来るトラブルは防ぐことができる、こういう趣旨で「予算を以て」と書いたわけでありまして。

それから最後の項であります。前二項の規定は、国会が、継続費成立後の会計年度の予算の審議において、当該継続費につき重ねて審議する……というところを特に置きましたのは、これは念のためこれを入れたのであります。先づ文字的な解釈を一応申し上げますと、「当該継続費につき」と言つておりますのは、次年度以降の予算では年度割額が出て来ると思ひますが、その年度割額について審議

するばかりでなしに、その年度割額が一部をなしているところの全体の継続費、継続費総額についても重ねて審議をその場合に於ける機会を持つという意

味であります。即ち総額並びに年度割額についてという意味であります。

「重ねて」としましたのは、これは先ほど申し上げましたように旧憲法時代に

なかつた継続費をここで改めて認めようというのでありますから、この継続費については常に慎重な審議をする必要がある、少くとも毎年度一応国会の審議に、年度割額を通じて全体を審議の

対象にするという趣旨を明らかにしようとする意味であります。それから「審議する」ということの意味は、これは審議が何らかの結論に到達するた

めの審議であることは言うまでもございせんので、総額並びに年度割額について増額、減額、削減というふうな結論を得るための審議であります。そ

ういう結論が出て来ることを予想しての審議という意味であります。ただ増額、減額、削減というふうな言葉を使

わないで広く審議という意味でこの点を現わしておるのであります。内容はそういう意味であることを御説明してお

く次第であります。なおこういう修正案につきましては大蔵政府も同意の意見をこの当委員会において述べ

ておりましたし、それから自由党のかたも大体同じような意見を持つておられ

ることが委員会でも表明されておりました。ただこのように条文を修正しなくともいいではないか、或いは又修正す

れば却つて反対解釈なきが起きて法律解釈上面倒な問題が起きやしないかというふうな意見もあつたのでありますから、その点について若干申述べておきますが、条文を修正しなくてもいいという意見につきまして私はこういふふうに思ふ。旧憲法時代の憲法学者が継続費というものの性格について論議してゐるところを見ますと、大体一致して、継続費の年度割額については国会は審議することができない、次年度以降出て来る継続費というものは単なる参考数字として上がつて来るだけであつて、審議の対象にはならないといふのが憲法学者の通説であつたのであります。然るところ、国会……旧憲法時代の議會においては、継続費についてたびたび審議をし、或いは削減し、或いは増額したこともある、そういう慣例は成り立つてゐるということを知るのであります。ところが、憲法学者のそういう解釈と、国会の慣行との間に、そういう大きな隔たりがある、全く違つたことが一方では唱えられ、他方では行われてゐるというこのギャップは防いでおく必要がある、素いでおく必要があると考えますので、特にこういうふうな条文の上において、こういう注意的な規定を設けて、今後憲法学者が、継続費についても国会が後年度なおこれを審議するのだという解釈を確立してくれるように、そして国会の慣行と一致するようになしたと思ふわけでありませう。それからこの規定を設けることによつて反対解釈が起きて来る危険がある、例えば継続費については審議するのだというのを特に騙せば、他の費目については審議しない、審議権がないということを認めるのかといつたふうな

反対解釈が起きるといふ御懸念もあつたようでありませうけれども、これはこの条文の上で重ねて審議するといふ、重ねてという文字を入れておきまして、二度審議するのだという意味を明らかにしておきましたから、他の項目について審議権があることは當然前提した上で、前提した規定になつてゐるわけでありまして、反対解釈の起き余地はなからうと思ふのであります。以上修正案 内容並びにその趣旨を御説明申し上げたのであります。

○大矢半次郎君 私はこの際この財政法、會計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案の一部を次のように修正したいと考えます。即ち

附則第一項を次のように改める。

1 この法律中継続費、歳出予算及び支出予算の区分並びに繰越に係る部分は、公布の日から、その他部分は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、改正後の財政法、會計法等の規定中継続費、歳出予算及び支出予算の区分並びに支出負担行為の実施計画に係る部分は、昭和二十七年年度の予算から適用する。

附則第五項を第六項とし、以下一項ずつ繰り下げる。

附則第四項中「支出負担行為を了し」を「支出を了し」に改め、同項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律施行前、改正前の財政法第三十四条の規定により承認された支出負担行為の計画については、なお従前の例による。

以上であります。政府提案におきましては、附則の第一項に「この法律

は、昭和二十七年一月一日から施行する」とありますが、御承知の通り、すでに長い間の審議の結果、二十七年一月一日は経過しておりますので、どうしてもその施行の時期を変更する必要があるものであります。原則としてしまして、公布の日から施行するといふのであります。その改正規定の各項目につきましては、直ちにそのときから施行するに於ては支障がある部分もありませんので、それら必要な改正を加えようとするのであります。事は極く簡単な技術的な問題でありますから、詳細の説明は省略して頂きます。

○油井賢太郎君 民主クラブといたしましては、この改正法に賛成するものであります。又波多野委員から出されました修正案に對しましては誠に法文の解釈等疑義があつたのは、これで以て明瞭になるといふ点と、更に又、年限等におきましても、五カ年というふうな明確な言葉を入れたということも、当然の処置と思はれるのであります。いずれもこれに對して賛意を表したいと思ひます。又大矢委員から出されました修正案は、これ又事務上の手続等について当然のことでありませうから、これも賛成をいたすものであります。

○木村義八郎君 先ず大矢委員から提出されました修正案に對しては技術的な問題でありますので賛成であります。

次に波多野委員から出されました修正案につきましては賛成であります。併し私のほうの党として賛成する立場をここで明らかにしておきたいと思ひのであります。

私はこの財政法、會計法等の法律案

の改正案が出て参りましたときに、特に継続費制度につきましては、現在の憲法ではこれを否定しておると私は考へておるものであります。勿論継続費自体を否定しておるものではありませんが、予算として継続費を設けることについては、これを否定しておると考へておるものであります。政府が憲法八十五条に基いて継続費というものができることになつておる、こういうふうな八十五条に基いて解釈しておりますが、併し私は八十五条及び八十六条が一体となつて予算については解釈されるべきであつて、八十五条、更に八十六条で具体的に規定しまして、内閣は毎會計年度予算を作成してこれを国会に提出して審議を求めなければならぬ、こうなつておりました、どうしてこれは八十五条、八十六条を通じて予算の年次制といふものをここで分つてと割つておるのであります。年次制を憲法で規定したのは、言ひまでもなく、継続費が濫用されて弊害を生じたので、これを私は認めない精神で制定されたと思ふ。年次制については會計法でもはつきりしておりますし、一カ年となつておる。又継続費制度というものが、我が國ばかりでなく世界各國でこれは常に重大な問題として論ぜられるのは、結局継続費制度が年次制、予算の年次制といふものを、これを崩すことになる。予算の年次制を崩すと、この国会の審議権が一時的の意思を以て長期の意思を縛るといふこと即ちそういう結果になる。結局民主主義の精神に反して来る、こういう点にあると思ひのであります。従つて予算として継続費を認めないほうが財政の民主化の建前から言へば正しい

のであるのであります。併しながら五代國家として産業開發その他に継続的な事業がだん／＼多くなつて来る。従つて継続費的な何か制度がなくてはならないといふことは明らかであります。そこで一時の意思を以て長期の意思を縛らないで、そして継続費的な支出を認めるようにしたならば、どうしたらいいかということが問題の焦点になつて来るのであります。で、私はさうであるならば、どうしてもこれはやはり憲法においてははつきりとこれは規定すべきだ現在の憲法では少くとも継続費を認めていない、従つてこれまでも政府が國庫債務負担行為といふものによつて継続的な事業をやつて来たのであります。現在の財政法もはつきりと継続費制度は認めておりません、規定してないのであります。従つて政府が主張するように八十五条を以て継続費制度を認めてゐるというものはこれは私はこじつけであると思ひのであります。本来ならばはつきりこれは憲法において規定しておき、そして理想的には予算を以て継続費を組むべきでない、やはり単行法を以てこれを規定して、さうしてその財源は、別途、最も望ましいことを言へば継続的な事業は資本的支出でありますから、イギリスのように公債等の財源を以てこれに充てるようにするのが一番私は正しいのだ、よろしいと思ひのであります。併し私のこゝろの意見は少数意見でありまして、この意見が通る見込はございません。そこでこの意見が私が主張しても政府原案通りこれが通つてしまふことも予想されますので、政府原案が通るならば、これよりも少しでもいい修正案があるならば、我々はこれに賛

成すべきである、こういう立場でこの波野多委員の提出された修正案に私は賛成したのであります。併し本当から言ふと継続費の性質から言ひましてこういう修正をすれば、国庫債務負担行為と実質においては余り異ならなくなるのであります。私は国庫債務負担行為と、こういう形における継続費とは何を以て区別すべきかを私は判断に苦しむのであります。併しこれは運用において……これはまあ明らかになつて行くと思ふのでありますけれども、併し波野多委員も先ほど説明されましたように、政府が提出された原案のままで承認するよりは、波野多委員が提出された修正案がまだ濫用の弊害は防げるのではないかと、そうしてこれは非常に理想的ではありません、十全ではありませんけれども、政府原案よりはいいと考えまして、私は修正案に賛成するものであります。

○菊川孝夫君 私に財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案に對しまして、只今波野多君から提案されました修正部分並びに大矢半次郎君から提出されました修正部分を除く政府原案並びに両修正案に賛成する意見を申述べたいと思ひます。今度のこの法律案は、要點は継続費の新設と部款の廃止、認証制度の廃止にあると思ふのであります。一番やほり問題になるのは継続費だと思ふのであります。過去の継続費がいろいろの時の権力によつて濫用をされておりました、これが国会におきまして十分に審議することができなかった、そして逐次この継続費が増加的に殖えて行つて、實際の予算制度の原則を壊しておつたといふところに大きな問題があつたと思ふのであります。新憲法の實施以來、この継続費が今日まで設けられなかつたといふのも、やはり一つには勿論財政の安定がなかつたといふことも理由でありましようが、一つには過去の濫用の反省として設定しなかつたのではなからうかといふふうな考えられるのであります。而も新らしい憲法の条章の中には明治憲法當時のような継続費の規定もございせん。而も未だに継続費、新憲法下において設定可能であるか、可否につきましては學者の間においても異論が対立しております。併しながら現在継続費的な支出の必要であるといふことは、何人もこれを否定することはできないと思ふのであります。而もまだ新憲法はこれを規定しておるものだという結論も出ておらないように、憲法改正當時にこれに全力を集中されました金森博士も決して新憲法審議の際におきましても否定的なものでないといふ答弁をしておることから考えまして、新憲法の精神を十分酌みまして、我々は継続費が濫用されることのないようにしなければならぬ、かように考える次第であります。その意味におきまして私は先ず只今波野多君から出されました修正案も、国会の審議権を継続費の次年度以降の年度割額において確認するといふ意味におきまして一つの大きな意義があると思ふのであります。それよりも私は継続費の使用目的といふところにも重大な関心を持たなければならぬと思ふのであります。これは今後の国会におきまして予算を審議します際に十分審議すればいいといふことを確認いたしましたして、この修正案に賛成する次第であります。継続費につきましては、いろいろ質疑問答の際にも遠慮的にも各委員から述べられておりますので、省略いたします。

次に認証制度の問題について、私は一言附して置かなければならぬ。將來においてこの運営を誤らぬといふにしてみればなればならぬと思ふのであります。と申しますのは、現在公務員の汚職事件が各官庁におきまして続々と発生し、その跡を絶たないのであります。と申しますよりも、増加の傾向にあるのであります。従いましてこの認証制度は何と申しまして、一つにはこうした不正事故防止という目的を持つておつたと思ふのであります。が、このように不正事件が頻発する際にこの認証制度を廃止するといふことについては、政府においてもこの運用に當つては十分他の方法を以て不正事故を防止するような対策を講じなければならぬと思ふのであります。認証制度は申上げるまでもなくチェック・システムでありまして、誤謬不正を少しでも是正して行こうといふところに大きな狙いがありまして、その認証制度がなくなる以上は、他の方法を以て十分對抗処置を講ずるよう強く要望して置きたいと思ふのであります。

次にこの法律全般を眺めまして、非常に字句の使い方等において洗練されないものがあると思ふのであります。曾つて日本の法律は、ともかく文章上から行きますと、一応整つておつたのであります。最近政府から出される法案にいたしまして、又今あります法律にいたしまして、どうも字句が誠に乱雑である。従いまして字句が乱雑、文章の使い方が正當な日本語でないといふと、將來におきましてその解釈上におきましても、いろいろ問題が起る。で、それはわかりさえすればよいといふようなことでは、法律は済まされないのでやないか。一例を挙げて申しますと、今は公務員制度の下におきまして昔の官吏はすべて公務員になつてゐるはずであります。ところがまだ認証官だ、或いは支出員、担行為担当官だといふような、支出官だ、官といふ字がそのまま残つておるのであります。官といふような言葉はもうないはずでありまして、すべてこれは職員に改めなければならぬと思ふのであります。こう思ふのであります。併し、そうした言葉が平然と使われておる。而も今回の改正に當つて初めて官吏という言葉を職員に直す、これは当然公務員法制定の際に直ちに直してしまわなければならぬのに、今日まで官吏という字句をそのまま残しておいて、そしてこの際便乗して職員と改めるといふことが、私は行政當局のとにかく怠慢であらうと思ふのであります。従いましてもう世の中も大分落ちつきまして、曾つての虚脱時代から脱して、日本再建のために、特に公務員がその先頭に立つて、日本の行政制度を完備して行かなければならぬ段階でありますから、今後はこうした過去の字句の使い方の現代に適合しないものや、文章の表現のまづいものは、すべからず改め、改めて行くべきであらう、こういう意味におきまして、十分にこの法案が改められておらない点が多々あることを指摘いたしまして、今後速かに修正案を提案されるように希望いたしまして、修正部分を除いた原案並びに両修正案に賛成する次第であります。

成する次第であります。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言はありませんか。……他に御発言がないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決を行います。先ず討論の中にあつた波野多委員の修正案を議題に供します。右の修正案に賛成のかたの御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致でございまして、よつて波野多委員提出の修正案は可決せられました。

次に同じく討論の中にあつた大矢委員の修正案を議題といたします。右の修正案に賛成のかたの御挙手を願ひいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致でございまして、よつて大矢委員の修正案は可決せられました。

次に、只今の各修正部分を除く原案について採決をいたします。修正部分を除いた原案に賛成のかたの御挙手を願ひいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致でございまして、よつて本案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長、口頭報告の内容は、本院規則第四十四条により、委員会における質疑、討論、表決の要旨を報告することとして、あらかじめ御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

第六部 大蔵委員会會議録第十三号 昭和二十七年二月十三日 【参議院】

○委員長(平沼勲太郎君) 御異議ない
と認めます。

それから本院規則第七十二条によ
り、委員長が議院に提出する報告書に
付する多数意見者の御署名をお願い
いたします。

多数意見者署名

木村 樽八郎 下條 恭兵
森 入三 油井賢太郎
伊藤 保平 大矢半次郎
岡崎 眞一 黒田 英雄
田村 文吉 西川基五郎
大野 幸一 小林 政夫
波多野 鼎 小宮山常吉
菊川 孝夫 木内 四郎

○委員長(平沼勲太郎君) 次に、ポツ
ダム宣言の受諾に伴い発する命令に関
する件に基づく大蔵省関係諸命令の措置
に関する法律案、右についての内容説
明をお願いします。

○政府委員(村上二君) お手許に資料
がいろいろ差上げられてあるはずでござ
いますけれども、先ず法律案、それから
新旧対照表という印刷物がお手許に差
上げてございます。それから法律案要
綱というガリ版刷りのものが配付して
あります。なお別に参考資料として、
閉鎖機関につきまして二種類の資料が
届いてると思ひます。いろいろ内容
は多岐に亘る法律でございまして、
非常に細部まで今一氣に御説明いたし
ますことも如何かと存じますが、法律
案の条文につきまして、逐条、順序を
逐いまして概要をずつと御説明いたし
たいと思ひます。資料としましては、
従いまして法文と新旧対照表を御覧頂
きたいと思ひます。

ポツダム政令のことにはすでに皆さん

よく御承知でございましてから省略いた
しますが、すでに述べたものであつたものが
二百八、九十に上るのであります。現に生
きてゐるものが百四十四件とい
うこととございまして、そのうち五十件
近くが大蔵省関係のポツダム政令、省
令でございまして、この措置につきま
しては、各省一掃いたしまして一本の
法律にまとめようかという話もござい
ましたのであります。却つて時間が
かかりますので、余り広汎な法律にな
りますので、建前としては、各省別に
それ／＼一本の法律にまとめるとい
うことにいたしました。なお大蔵省関係
はその中でも非常に件数が多いもので
ございまして、要綱のほうに書いて
ございまして、連合國財産の返還等に
関する政令、ドイツ財産管理令その他
二件、合計四件は、只今御審議をお願い
しております法律案と別に一本
法律が出ると定めてございまして、従いま
して大蔵省関係の五十件に近い政令に
つきましては、法律が二本国会の御審
議を仰ぐということになる予定でござ
います。この内容はお手許に新旧対照
表がありますが、その目次のところを
御覧頂くと、一番わかりやすいところを
見ますが、改正存続命令関係、これが第
一条から七条までの規定でございま
す。目次のところにつきつと挙つてお
ります。それからその次は内容を改正い
たしませんでした。存続した法律
命令、これが法文の第八條に列記して
ございまして、それから廃止してしま
うもの、これが九條から十三條に規定が
ございまして、それに別に一條加わりま
して、合計十四條の法文でございま
す。

第一条は、閉鎖機関令の關係でござ
います。これは一部修正いたしまし
て存続するということとを予定してあり
ます。で、閉鎖機関は、これは十分御
承知だと思ひますが、新旧対照表の第
一頁、現行法の第一条にその定義がご
ざいまして、「閉鎖機関とは、連合國
最高司令官の要求に基き、その本邦内
における業務を停止し、その本邦内に
在る財産の清算をなすべきものとして
大蔵大臣……所管大臣の指定する法人
その他の団体」ということになつてお
ります。例へて申上げるほうがおわか
りやすいかと思ひますが、各種の統制
機関、例へば食糧官團、これは中央、
地方にございまして、中央水産業会とい
つたような各種の統制機関が、殆んど
全部閉鎖機関であります。それから在
外関係のものもございまして、例へば満
鉄でありますとか、台湾銀行、朝鮮銀
行といったような、そういう在外関係
の会社、こういうたようなものが閉鎖
機関の一つの部分となつております。
で、これらにつきましては、別途資料
を差上げてございまして、指定いたし
ました総数は千以上に上つております
が、約半分につきましては、すでに清
算を終了いたしております。それから
残りの約五百くらいのものでございま
す。その又半分二百五、六十件のもの
は間もなく終了するはずであります。
あと多少、例へば、朝鮮銀行、台湾銀
行、そういうものは完全に終了する
までには時間がかかるかと思ひます
が、大部分のものにつきましては大体
所期の通り清算が終了する段階に來て
おります。

で、今回の閉鎖機関令の改正の要旨
は、資料の要綱というところに簡単に
書いてございまして、先ず法文につき
まして逐次申上げます。

「第一条第二項中「連合國最高司令
官の要求に基き、」を削る。」、これは
かようなものがなくなるということと
ございまして、当然の字句整理かと
思ひます。それから「第二条を削り、
第一条の二を第二条とする。」、これ
は法文の番号整理でございまして、そ
れから「第五條第六項を削る。」、これ
は参照資料の新旧対照表を御覧頂きた
す、その二頁にございまして、第五
條第六項と申しますものは、解任、任
務を解かれた閉鎖機関の役員元の店
舗への出入りを禁止してある規定で
ございまして、かような規定の必要も現在
としてはなくなつております。
で、この機会にその条文は削除いたし
たいと思ひます。それから前に申し落
したのが、「第二条を削り、」とある
第二条の項は、番号整理でございま
せんので、このほうはこれも参照資料
にございまして、閉鎖機関の戸籍を閉
鎖する、或いは閉鎖機関であるとの明
示をする。その場合、警察官吏の援助
を求め得るという規定でございま
す。これもすでに実体の規定の必要
がございせんので、削除いたしま
す。それから「第十八條の二を削
る。」、これも参照資料の二頁の終り
頭にございまして、十八條の二の内容
は、閉鎖機関に指定された前因に
よる債権の弁済を受け得る。閉鎖機関
はそういう債権の優先弁済を受け得
るという趣旨の規定でございまして、
これは非常に強い規定でございまして、
例へば國の課税権、徴税権にすら優先
する、非常に強い規定でございまして、
たゞ規定がございまして、

「第十九條第一項中「連合國最高司令
官の要求に基き、」を削る。」、これは
先ほど申上げましたと同様當然の整理
かと存じます。それから「第十九條の
八から第十九條の二十四までを削る。」、
これがやや実体的な修正でございま
して、これは参照資料の三頁のところ
に現行の法文が掲げてございまして、
そのほうを御覧頂きたいと思ひます。
簡単に内容を申上げますと、閉鎖機
関が、閉鎖機関に指定されず前にし
た行為のうち、債権者を不当に害する
虞のある行為については、閉鎖機関
整理委員会という監督機関が取消を命
ずる。つまり債権者保護のためにそう
いつた行為の取消を命じ得る規定があ
ります。その取消の手續、効力、それ
からそれに対します異議の申立、それ
から職問会、更に大蔵大臣への不服
の申立、それから更に進んで裁判所へ
の出訴といったような、各段階におけ
る手續、効力というふうなものを十九
條の八以下で規定してございまして、
これはすでにそれらの實際の必要がな
くなりまして、それから資料の
八頁を御覧頂きたいと思ひますが、第
十九條の二十二という規定でございま
す。これは時効の規定でございまして
が、これらの「取消権は、指定日から
一年間これを行わないときは、時効に
より消滅する。行為の日から三年を経
過したときも、又同様とする。」「とい
う規定がございまして、実はこの規定
が働きますので、皆時効期間を経過し
ておりますので、たとへ規定がありまし

ても實際には死文化しておるといふ状態になつておりますから、この際それに関する規定を一括いたしました削除いたしましたと考えております。

それから法文のほうの二頁になります。「第二十條第三項を削る。」、これも資料の九頁にございますが、これは指定の解除をいたしましたときに、閉鎖機関であるという封印も又解除するという規定でございます。これも實際の必要がなくつておりますので削除いたしましたと思ひます。それから「第二十四條を削り、第二十三條の二を第二十四條とする。」これは条文の整理でございます。それから「第二十四條は封印を解除する場合の当該役員身分証明書の携行の規定でございます。これも實際の必要がなくつておりますので削除いたしましたと思ひます。それから「第二十九條の二」から「第三十二條中……」に改める。」というところまでは、これは只今、前に申述べました改正に伴ひまして罰則の規定を整理いたしましたので、条文の番号を整理いたします規定でございます。

以上が第一條でございます。

それから第二條について申し上げますが、法文のほうで第三頁、閉鎖機関整理委員会令の一部改正でございます。閉鎖機関整理委員会と申しますものは、前に御説明いたしました閉鎖機関のいろいろな整理の実行機関として設けられましたものでございますが、先ほど申し上げましたように、大部分の清算が終了いたしますので、間もなく委員会そのものを解散していいのではなからうかと、かように考えております。

条文の第二條、閉鎖機関整理委員会令……第十四條中、括弧書きをして、「削る。」とございまして、これはあとで出て参りますが、括弧の中にあります「会社」の証券保有制限等に関する勅令」といふものを廃止いたします関係上、字句の當然の整理でございます。それから「第十六條第二項を削る。」これは先ほど申し上げました指定日前に行ひました行為の取消の場合に開会という規定が現行法にあるわけでございます。それを前の閉鎖機関令のほうで實際の必要がないということと削除いたしましたのであります。そこでこの第十六條第二項と申しますものは開会の予算に関する規定でございますので当然要らなくなつていふふうに考えております。それから「第二十條を整理委員会令、大蔵大臣の命令によつて解散する」といふふうに直してあります。これは資料のほうは十一頁にございまして、現行法では「目的の達成により解散する。」となつております。ところで目的の達成といふことはいつであるかという認定が甚だ困難な問題でございます。一、会社の中の極く一部分でも整理が残れば、目的は完全に達成しないといふことも解散できるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、大部分の清算が終了いたしましたならば整理委員会を適當な機会に解散したい、で残り残したものは大蔵大臣の定めます清算人といふものによつて清算を続行したいと考えておりますので、「目的の達成によつて」とありますのを「大蔵大臣の命令によつて」と改定しております。なおその次の

「第二十二條を削る」、これは罰則の閉鎖でございまして、それからあと、二十三條、二十四條、これは条文の番号整理でございます。

第三條に参ります。第三條は「閉鎖機関に関する債権の時効の特例に関する政令の一部改正」でございます。これは資料のほうは十二頁の下の方の趣旨を申し上げます。この政令はもともの趣旨を申し上げますと、閉鎖機関の債権、或いは閉鎖機関に対する債権につきましては、すでに時効期間が経過して参ります分の債権を生かす、又時効の今後の進行を停止するという趣旨が規定されておるわけでございます。その第三條という条文はその趣旨の規定を印度支那銀行、日仏銀行、それから中華銀行の法人でありますところの中国銀行の債権につきまして準用しておつたわけでございます。ところがそれらの銀行のほうにおきましてすでにその実体の必要がなくなりましたので、この際削除したいと考えております。

それから第四條に参ります。法案の四頁でございます。「旧日本占領地域に本店を有する会社の本部内にある財産の整理に関する政令の一部改正」、これはいわゆる在外会社と言われておるものでございまして、例えば朝鮮郵船、或いは開港航線といふような会社がこれに該当するかと申します。その改正の内容は主としてこれは字句整理でございます。第一條及び第二條第一項第一号中「連合国最高司令官……」これは前に申し上げましたと同様の趣旨でございます。それから第二十五條第四項及び第五項を削りますのは、これはあとで出て参りますが、会社の証券保有制限の政令というものを廃止いたしますので、それに伴う修正でございます。同條第六項を第四項とします。これは条文の番号整理でございます。三十四條の三第四項中云々とありますのも字句の整理でございます。

それから第五條に参ります。「国外居住外国人等に対する債務の弁済のために供託の特例に関する政令の一部改正」、この政令の要旨を簡単に申し上げますと、資料のほうでは新旧對照の十四頁に載つておると思ひます。これは簡単に申し上げますと、債権者が国外にありまふ場合に、その債務の弁済のために供託をいたしますが、その場

所、或いは手続或いは時効期間といふようなものにつきまして特例を規定しておつたわけでございます。併し条約発効後はかかる特例は原則として廃止したい、一般の取扱に直したいというのが今回の改正の骨子でございます。第一條中云々とそこに四行に亘りまして非常に「ごた／＼」とした条文が書いてございまして、これは要するに平和条約の効力発生の日以後はこの特例によらないという規定をしていふわけでございます。括弧の中にありますのはただ例外といたしまして、いわゆる在外会社、それからドイツ財産管理令によつて管理せられておる……この二つにつきましては従来この措置をやつて来ておりますので、例外的に今後その措置によらうといふ趣旨を第一條中云々とここに規定してあるわけでございます。第七條中云々、これは字句の整理でございます。第九條は實質的には今回削除するわけでございます。これは参照資料の十五頁に規定がございしますが、要するに第九條の要旨は、

供託をいたしましたその供託物を債権者が還付請求をするわけでございますが、その場合占領下の特殊な形態をいたしまして、当該外国の使館団が中に入つて請求をするといふような規定を設けておつたわけでございます。今後かような特例はやめるといふ趣旨でこれを廃止したいと考えております。その次の第十條第一項中云々、これは九條を削除いたしました結果當然の整理でございます。なお承諾書以下二行に亘りましてありますが、これは實質の変更はございせん、ただ表現をわかりやすい表現に改めただけでございます。それから第十二條中附則第四項云々とございまして、これはあとで出て参りますが、附則の番号整理でございます。それから第十三條中云々、これも字句整理でございます。第十四條、これは九條を廃止いたしました結果當然として罰則規定を削つていふわけでございます。それからその次に附則第二項から附則第五項までを次のように改めるとしまして、多少技術的な規定がございまして、これは特にこの際實體を重大な改変を加えようという趣旨ではございせん。この規定の内容は政令が出ます前にこの種の債権につきまして一般的な供託の措置をやつておりました場合、主務大臣の命令によりまして、この政令のやりました措置と同様な取扱をしておつたわけでございますが、それを今回の改正によりまして主務大臣の命令というのをやめまして、供託者のほうの請求によつてすることにした点が改正でございます。

それから第六條に参りたいと思ひますが、法案の六頁、六條は全部今申上

第六部 大蔵委員会會議録第十三号 昭和二十七年二月十三日【参議院】

げました第五条の改正に伴う経過規定でございまして、つまり旧令によつて行いました行為の効力を一筆に無効にすることは非常な支障を来しますので、その旧令によつて行われました行為の効力はそのまま是認しようというのがこの趣旨でございます。

それから第七條に参ります。法案で七頁の終りのほうでございます。一日本証券取引所の有価証券売買取引事業特別会計に属する財産の管理に関する件の一部改正」、これは参照資料のほうでは十八頁に載っております。これは戦時中に証券取引所を使いまして株価の操作をいたしたことがあるのでございしますが、その関係の経理を特別会計にて区分整理してございますので、その会計につきましても閉鎖機関と同様の趣旨を以ちまして目下清算をやつておるわけでございますが、それにつきましては先ほど閉鎖機関或いは閉鎖機関整理委員会のところでも申上げましたが、委員会は適當な機会に解散いたしまして残りまして分は大蔵大臣の選任する清算人に清算事務を担当させようというふうな考えを持つておりますので、従ひまして第八頁の第一条第二項中と或いは第二条中、第三条第二項中の字句を整理いたしましたわけでございます。

あるもの、或いは行われました行為に
ついでに罰則の規定を従来通り置く必
要があるのではないか、こういった内
容につきましてそれ／＼これらの政令
は存置したいと考えております。個々
の政令につきましての内容の説明は御
質問等の機会に譲りまして省略さして
頂きたいと思います。

それから第九条でございますが、法
案のほうの十頁、これは今回廃止しま
す政令を二十二件列記してございま
す。これらはすでに事柄が終了いたし
まして、今後存続の必要がなくなつた
ものばかりでございます。これらにつ
きまして内容の詳細な御説明は更に
御質問等の機会に譲らして頂きたいと
存じます。

それから法文の十四頁でございますが、第十条、ここからあとはいずれも廃止しました命令に関する経過的な規定でございます。第十条は旧臨時軍事費特別会計の決算でございますが、これは元の例えは朝鮮總督府特別会計或いは台湾總督府特別会計、そういう旧外地特別会計と関連がございますのと、又外地銀行との関係等との出入がある等の理由によりましてなかく決算を終了するということが困難な状態にあります。そこで十条に規定いたしました趣旨は、旧來臨時軍事費に帰属すべ

しておりますが、その勅令の中に独禁法の例外といたしまして会社が大蔵大臣の許可を受けまして株を所有し得る規定が入つておるわけでございますが、その効力だけは今後とも継続したたという経過的な規定でございます。

それから第十二条は、いづれも九条で廃止いたします、九条の五号、十一頁にあります、ジェー・アンド・ビー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令を廃止いたしますが、その政令の中に税に関します同様の趣旨の規定がありますので、その分だけは効力を存置したい、こういうことであります。十三条、これは政令を廃止いたしますが、施行前にした行為に對する罰則については従前の例に

よる。それから十四条は別に説明する
必要はないと思います。

それから附則のうち第二号、大蔵省
設置法の一部を修正しておりますが、
これは印刷庁の關係でございまして、
今回廃止を予定しております政令のう
ち第九条の十一号でございまして、法
案の十二頁、初めから五行目の所に
ございまして、通貨等製造工場管理
規則というものを廃止いたします。そ
の關係で印刷庁の業務のうちそれに
該当します。すなわち、その關係で
す。すなわち、その關係で

○田村文吉君 今御説明ございましたた
が、大きな眼目の変るような問題なん
かはありませんか。例えば軍人の公
債だとか、そういったような問題が
ちよいとと見えておりましたが、何
か……。

○政府委員(村上一) 眼目が非常に變るといふような問題はないかと思ひます。それで今御質問のごいしました軍人の關係は法案の十一頁にございまして、九条の第一号に戦争終結後復員したる陸海軍の軍人等に対し支給したる退職賞金等の国庫返納に關する件という政令と、第三号に軍人及び軍属に交付せられたる賜金国庫債券を無効とするに關する件という二件の勅令を廃止しておりますが、これは実体に

変更があるわけではございませんで、例えば、賜金國庫債券の場合を申上げますと、すでにこの勅令によりまして効力は無効になつておりますので、この勅令を廢止したためにそれが生き返るというようなことはございませぬ。従いまして全然素体に影響あるというものはございませぬ。なお全部を通じまして特に非常に目先ががらつと變つてゐるというようなのは、程問題でございしますが、ないかと思ひます。ただ廢止いたします政令によりますれば、まあ一種の何と申しますか、

〔速記中止〕
○委員長(平沼彌太郎君)。速記を始め
て。それでは大蔵委員会はこの程度で
本日は散会いたします。
午後三時三十二分散会